

## 「犯罪者の社会復帰と犯罪防止のために市民は何ができるのか」

2005年5月に「刑事施設および受刑者の処遇等に関する法律」が成立し、2006年5月までには施行され、制定以来100年ぶりに監獄法が改正されることになりました。また、2005年度は、残されている未決拘禁者および死刑囚処遇の立法に向けて日弁連、法務省、警察庁の3者による協議や、法務省には有識者会議が設置されるなど、2006年春ごろにはその骨子が明らかになる予定です。

そこで、新法の施行前のこの時期に、米国から受刑者支援と死刑廃止に取り組んでいる NGO のスタッフを招きその活動を紹介して、受刑者の社会復帰と犯罪防止の取り組みに市民がどのようにかかわることができるのか、ともに考えたいと思います。

### 開催要領

- 【東京セミナー】** 日時: 2006年3月19日(日) 14:00~17:00  
場所: 明治大学 リバティタワー 1093教室  
参加費: 1000円(予定)
- 【名古屋セミナー】** 日時: 2006年3月21日(火・祝日) 14:00~17:00  
場所: なごやボランティアNPOセンター第一研修室  
参加費: 500円(予定)
- 【大阪セミナー】** 日時: 2006年3月23日(木) 19:00~21:00  
場所: ドーンセンター(大阪府中央区大手前 1-3-49)  
参加費: 800円

**講師:** ケイ・ペリー氏(National CURE chair)  
ペニー・ライダー氏(AFSC・刑事政策プログラムディレクター)

主催: 監獄人権センター／アムネスティ・インターナショナル日本  
問い合わせ先:

監獄人権センター TEL&FAX 03-3259-1558  
アムネスティ・インターナショナル東京事務所 TEL 03-3518-6777  
アムネスティ・インターナショナル大阪事務所 TEL 06-4395-1313

●CURE(Citizens United for Rehabilitation of Errants: 逸脱者の社会復帰に向けた市民連合)

CURE は受刑者の家族、受刑者自身、元受刑者その他の関心を持つ市民による、(1)「刑務所は施設に収容されなければならない人だけのためにつかう」(2)「収容されなければならない人のために生活を変える必要がある場合あらゆる社会復帰の機会を提供する」ことを目的とする団体です。(http://www.curenational.org/new/index.html)

●AFSC(American Friends Service Committee: 米国フレンズ奉仕団)

AFSCは、経済における公正性、平和構築、非軍事化、社会的公正、若者等についてで世界中で活動しています。AFSCのミシガン州刑事司法プログラムでは、ミシガン州における刑事司法についてより人道的なアプローチをするよう働きかけ、被収容者の人権擁護を通して、また成長し続ける刑務所産業の弊害を人々に示しています。(http://www.afsc.org)